省　令

○法務省・経済産業省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　　実
経済産業大臣　枝野　幸男

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同項第一号中「、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三に規定する登録原票記載事項証明書」を削り、同号イ中「旅券」の下に「、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書」を削り、同号ハ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六条第十五号ヘ中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「特殊電気工事資格者認定証」を「特種電気工事資格者認定証」に改める。

様式第1備考3中「裏面にはり付け」を「裏面に貼り付け」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第2備考3中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の第五条第一項第一号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書（以下「旧登録証明書」という。）は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する旧登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2　前項の規定により旧登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

○文部科学省令第二十六号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）を実施するため、登録認証機関等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小宮山洋子

登録認証機関等に関する規則の一部を改正する省令

登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。）」を削る。

第七十四条第一項第二号中「、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素」の下に「（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○文部科学省令第二十七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第九項の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小宮山洋子

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十四条の十一第三号」を「第十四条の十一第一項第三号」に改める。

第三十六条の二中「又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を削る。

第三十七条中「又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を削る。

様式第四中「（第5条第1項及び第2項関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第十六中「定期設検査申請書」を「定期検査申請書」に改める。

様式第五十備考2及び様式第五十一備考2中「又は登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○文部科学省令第二十八号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第一項の規定に基づき、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小宮山洋子

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号イ中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第六条第三項第二号イ中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○厚生労働省令第百号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四章の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

厚生労働大臣　小宮山洋子